

協会だより

No. 122

令和元年6月1日

東京都風俗環境浄化協会

管理者講習会(7月~10月)

入梅の候、紫陽花の彩りが一段と濃くなり、日差しが眩しい季節になりました。さて、本年7月から同10月までの間に、風俗営業所管理者講習会は次の通り実施されます。

この講習は法律に定められたもので、営業所の管理者として選任された日からおおむね3年に1回受講することが義務づけられております。営業者の皆様は、東京都公安委員会から「管理者講習通知」を受けたときには、必ず管理者を受講させなくてはなりません。

しかし、病気その他やむを得ない理由により管理者を受講させることができない場合は、当該講習実施予定日の10日前までに、同公安委員会に受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければなりません。

詳しくは、最寄りの警察署生活安全課の担当者までお問い合わせください。なお、正当な理由がなく受講させなかった場合には、行政処分の対象ともなります。

月	日・曜日	業種	会場	警察署
7月	3日(水)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	としま産業振興プラザ 6階	富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、目白、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、光が丘、石神井、練馬警察署管内の営業所
	11日(木)	ぱちんこ営業	としま産業振興プラザ 6階	麹町、丸の内、神田、万世橋、中央、久松、築地、月島、愛宕、三田、高輪、麻布、赤坂、東京湾岸、品川、大井、大崎、荏原、大森、蒲田、田園調布、池上、東京空港、牛込、新宿、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪警察署管内の営業所
	17日(水)	ぱちんこ営業	としま産業振興プラザ 6階	世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、代々木、本富士、富坂、大塚、駒込、巣鴨、滝野川、池袋、目白、王子、赤羽、高島平、板橋、志村、光が丘、石神井、練馬警察署管内の営業所
	26日(金)	接待飲食等営業	サンパール荒川 3階	上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署管内の営業所
9月	12日(木)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	亀戸文化センター 3階	上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、竹の塚、綾瀬、深川、城東、本所、向島、亀有、葛飾、小松川、葛西、小岩警察署管内の営業所
	20日(金)	接待飲食等営業	亀戸文化センター 3階	本所、小岩警察署管内の営業所
	27日(金)	接待飲食等営業	亀戸文化センター 3階	深川、城東、向島、亀有、葛飾、小松川、葛西警察署管内の営業所
10月	3日(木)	ぱちんこ営業	サンパール荒川 3階	上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、竹の塚、綾瀬、深川、城東、本所、向島、亀有、葛飾、小松川、葛西、小岩警察署管内の営業所
	10日(木)	接待飲食等営業	八王子労政会館 2階	青梅、五日市、福生、八王子、南大沢、高尾、町田、日野、多摩中央警察署管内の営業所
	17日(木)	接待飲食等営業	たましんRISURU ホール 3階	昭島、立川、東大和、府中、田無、小金井、小平、東村山、武蔵野、三鷹、調布警察署管内の営業所
	24日(木)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	たましんRISURU ホール 3階	昭島、立川、東大和、府中、田無、小金井、小平、東村山、武蔵野、三鷹、調布、青梅、五日市、福生、八王子、南大沢、高尾、町田、日野、多摩中央警察署管内の営業所
	31日(木)	ぱちんこ営業	たましんRISURU ホール 3階	昭島、立川、東大和、府中、田無、小金井、小平、東村山、武蔵野、三鷹、調布、青梅、五日市、福生、八王子、南大沢、高尾、町田、日野、多摩中央警察署管内の営業所

繁華街における「悪質風俗営業店」の摘発！

立入り妨害違反で強制捜査

本年二月、東京都内で社交飲食店を営む

関係者ら三名が風営適正化法違反（立入り妨害）で摘発されました。

○ 被疑者らは、経営者の営業に關し、本年二月、警察官が営業時間の遵守状況等

を確認するため営業店舗に立ち入りを実施しようとした際、立ち入りに備えて同ビル設置のエレベーターが停止しないよう操作したうえ、同店舗の出入口ドアに

を確認するなどして警察官の立ち入りを妨げたとして現行犯逮捕されました。

○ 店は、風営適正化法で定められた午前一時までの営業時間の制限を超えて明け方まで営業しており、警察は再三注意をしていました。この日は機動隊四十名も出動し、シャッターをカッターで壊して

店内に立ち入りました。被疑者らは、約五年間で七億円ほどを売り上げていたと見ていました。

○ 客引きと客を受け入れた店舗を条例違反で摘発

本年四月、東京都内において違法な客引き行為を行っていた被疑者ら四名を「公衆に著しく迷惑を掛ける暴力的不良行為等の防止に関する条例（不当な客引き）違反」

で検挙し、同客引きから紹介を受けた客を店舗に立ち入らせた社交飲食店従業員ら四名を「性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例（立ち入らせ）違反」で摘発しました。

○ 不当な客引き行為

被疑者らは、フリーの客引きと称し、本年三月、東京都内において通行中の不特定の者に対し、「昼キャバどうですか。」等と申し向かながら遊興飲食客と

なるようにつきまとつて誘うなど、公共の場所において、異性による接待をして酒類を伴う飲食をさせる行為の提供について客引きをしたもののです。

立ち入らせ行為

被疑者らは、東京都内に営業所を設けて、営業所において客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業を営む社交飲食店の従業員でしたが、本年三月客引き被疑者らが客引きをした客らの紹介を受け、営業所内に立ち入らせたものです。

平成三十年中の行政処分状況

昨年一年間の行政処分件数と違反種別は、

○ 行政処分の件数

・取消し停止等 百十七件
(内取消二十六件)

○ 指示処分 千三百四十九件

・営業停止、取消しに係る主な違反と件数

・卑わい行為 四十三件
・客引き 二十五件
・時間外営業 十七件

となっています。

「喫煙防止条例の施行に伴う喫煙室の設置」

東京都受動喫煙防止条例の可決

○ 平成三十年六月二十七日、東京都受動喫煙防止条例が都議会本会議で可決、成立しました。

○ 改正された健康増進法では、

・客室と一体の喫煙専用室の場合は、喫煙専用室等を設置しても客室内部の見通しを妨げるおそれがない場合

・一定の要件を満たす場合に限り「変更届出」を取り扱う。

* 届出は、変更があつた日から一ヶ月以内で、届出がない場合は、変更届出義務違反が成立する。

・風俗環境に関するご意見・苦情について

・風俗環境に関するご意見や苦情のあるときは、遠慮なく電話又はお手紙でご連絡ください。

○ 風俗環境に関するご意見・苦情について
○ 風俗環境に関するご意見や苦情のあるときは、遠慮なく電話又はお手紙でご連絡ください。

○ 各種申請書、届出書の用紙の入手方法について

○ 公安委員会に提出する風俗営業関係の各種申請書、届出書等の用紙については、インターネットの警視庁ホームページの「各種手続」

○ 警察署を管轄する警察署（保安係）の「インターネットの警視庁ホームページの「各種手続」

○ 当協会発行の書籍について

「風俗営業所等管理者の手びき」を販売しておりますのでご利用ください。

○ 用ください。

一冊 八〇〇円

● お知らせ
● 詳しくは管轄する警察署で確認してください。
● となっています。

ル以上が無色透明で、客室から喫煙室の内部が容易に見通すことができる。